

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年(2020年)以降新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の抗微生物薬に耐性を獲得する薬剤耐性(AMR)により、感染症の治療が困難となることが懸念されている。院内感染対策の強化、抗菌薬適正使用などのAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な薬剤耐性の拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる鳥を起源とするウイルスが、新たに人への感染性を獲得することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような動物が保有する病原体がウイルスの変異により人から人へ感染する能力を獲得すれば、多くの人々が免疫を獲得していないことからパンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年(2012 年)法律第 31 号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年(1998 年)法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化が図られるものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的大きく急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
 - ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的大きく急速なまん延のおそれがあるもの)
 - ③ 新感染症(全国的大きく急速なまん延のおそれがあるもの)
- である。

第 2 章 和木町行動計画の作成と感染症危機対応

第 1 節 和木町行動計画の作成

平成 25 年(2013 年)6 月、特措法第 6 条に基づき、政府行動計画が作成された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。

その後、令和 6 年(2024 年)7 月、新型コロナへの対応(以下「新型コロナ対応」という。)の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。新型コロナは、令和 2 年(2020 年)1 月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、同感染症が感染症法上の 5 類感染症に位置付けられるまで 3 年超にわたり、特措法に基づいた対応を行うこととなった。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする国民生活の安定にも

大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指すものである。

政府行動計画では、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示しており、具体的には、対応を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実するとともに、対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充した。また、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化した。さらに、実効性を確保するため、実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国及び都道府県をはじめとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施することとしている。

本町においては、平成26年（2014年）9月、政府行動計画を踏まえ、特措法第8条に基づき、和木町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定した。今般、政府行動計画が改定されたことを受け、本町行動計画を改定する。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、本町においても、国・県の動向や取組状況等を踏まえ、必要に応じ、町行動計画を改定する。

第2節 町行動計画改定の目的

町行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

令和5年（2023年）9月から国の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「国推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題が整理され、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてもしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、町行動計画を全面改定するものである。

第3節 町の感染症危機管理の体制

本町の感染症危機管理の体制として、企画総務課をはじめとする関係部局との一体的な対応を確保し、国や山口県環境保健センター(以下「環境保健センター」という。)から感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制を整備するとともに、国や県、関係団体等と連携し、対応できる健康危機管理体制を構築する。

さらに、町行動計画の作成又は変更に当たっては、「町健康づくり推進協議会」の意見を聴取する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

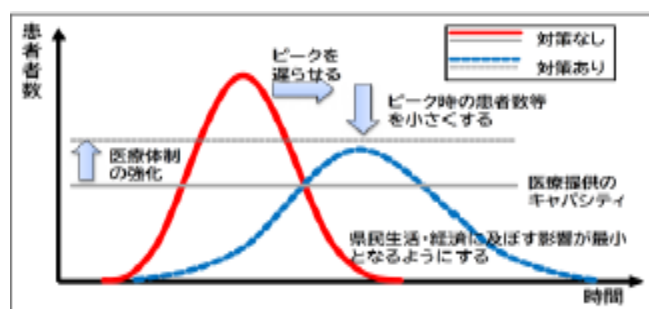
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民生活及び町民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年(2024年)7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

町行動計画においても同様の観点から、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策は、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

表 1 [感染拡大時期に応じた対策]

(対応期は、国の示す基本的対処方針に基づき対応)

時 期		対 応
準備期	新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る県、関係機関との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発への協力と供給体制の整備、町民等に対する啓発や県、関係機関による業務継続計画等の策定、DX の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(国内で発生した場合を含める)	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。海外で発生している段階で、町内の万全の体制を構築するためには、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
対応期	町内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬等の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。 また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。

	町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市町及び事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、地域の実情等に応じて、県、関係機関と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じること想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的

な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

（２）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（１）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、表２のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

表２に示す、初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第３部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

あわせて、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

表 2

時 期		有事のシナリオ
初動期		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、新型インフルエンザ等政府対策本部(以下「政府対策本部」という。)及び山口県新型インフルエンザ等対策本部(本部長：知事、以下「県対策本部」という。)が設置されて国及び県の基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感、受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	町対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国及び町外における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。)
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。 (ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに伴い特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市町又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに県として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や県民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や県民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法(昭和23年(1948年)法律第205号)等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発への連携・協力、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ) 負担軽減や情報の有効活用、国と県及び市町の連携等のための DX の推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と県及び市町の連携の円滑化等を図るための DX の推進のほか、人材育成、国と県及び市町との連携、研究開発への支援等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から県、関係機関等と連携し、こうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、県、関係機関と連携の上、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、国が予め定める対策切替えの判断に資する指標等の状況も参考に、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、国の示す方針を踏まえながら、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等による強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療機関や社会福祉施設等の関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、決して許されるものではなく、法的責任を伴い得るものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、強く防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、国によりまん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないと判断されることもあり得るため、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部及び県対策本部、町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。県は、特に必要があると認めるときは、国に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。また、本町から県に対し、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県はその要請の趣旨を尊重し、必要があると認める場合には、速やかに所要の総合調整を行う。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から、県、関係機関での地域連携体制の枠組みの中で

検討を行い、有事に備えた準備を行う。また、社会福祉施設等での集団感染発生時には、その病原体の特性や感染状況等を踏まえ、感染制御や業務継続支援、感染者の症状等に
応じた適切な治療の実施など、県、関係機関等による必要に応じた早期の介入・支援を
目指す。

(7)感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から医療計画等に基づく防災備蓄や
医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや自宅療養者等の避難
のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害
が発生した場合には、国、県、関係機関と緊密に連携しながら、発生地域における状況
を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療
養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8)記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等
対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、都道府県、市町村及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県及び本町の役割

県及び本町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応が求められることから、実際の新型インフルエンザ等の県内発生時には、県対策本部により県の対処方針を決定し、感染状況等に応じて必要な対策を総合的に推進する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制

を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、下関市及び感染症指定医療機関等で構成される県連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【本町】

本町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国及び県の対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。また、消防機関においては、県の要請により患者等の移送に協力する。

【保健所】

県内各保健所は、感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び環境保健センターが作成する健康危機対処計画（以下「健康危機対処計画」という。）等に基づき、平時から、管内の市町や消防機関、医療機関、社会福祉施設等との、会議や研修・訓練等の開催を通じ、感染症有事に備えた顔の見える連携体制の強化・充実をはじめとした、健康危機に備えた準備を計画的に推進する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域で感染を疑う住民への相談窓口の開設をはじめ、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進する。

【地方衛生研究所】

県環境保健センターは、本県の感染症の技術的かつ専門的な機関として、平時から、国や JIHS 等との連携による、高度な科学的知見に基づく、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表によるリスクコミュニケーションの強化、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備、県内唯一の第一種感染症指定医療機関である山口県立総合医療センター（以下「県立総合医療センター」という。）をはじめとした医療関係機関との連携強化など、本県の感染症対策に必要な基

盤の整備を担う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、国等との連携により、病原体の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行い、県をはじめ関係機関等と当該情報等を共有する。

(3)医療機関等の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

【第一種感染症指定医療機関】

本県唯一の第一種感染症指定医療機関である県立総合医療センターは、感染症の発生予防及びまん延防止のため、県内における感染症の医療に係る中核的機関として、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症等の入院治療を行うとともに、環境保健センター等と連携し、情報の収集及び分析等に努める。

また、将来にわたって、本県の感染症医療の拠点として中核的役割を担えるよう、その人材の養成及び資質の向上を含め、さらなる機能強化を推進する。

【第二種感染症指定医療機関】

第二種感染症指定医療機関は、地域における感染症の医療に係る中核的機関として、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症等の入院治療を行い、感染症の発生予防及びまん延防止に努める。

【協定指定医療機関】

第一種及び第二種協定指定医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

【医師・看護師等の関係者】

医師・看護師等の医療関係者は、平時から、新型インフルエンザ等の発生に備えた県・市町の対策に協力するとともに、感染症有事においては、その病原性や県内感染状況に応じ、地域における通常医療との両立を前提とした、新型インフルエンザ等感染症の病原性に応じた良質かつ適切な医療を提供するよう努める。

【歯科医師・臨床検査技師等の関係者】

歯科医師・臨床検査技師等の関係者は、新型インフルエンザ等の発生時には、さらなるまん延を防止するための県からの要請に応じ、感染を疑う者に対する検体採取やワクチン接種に協力するよう努める。

【薬剤師等の関係者】

薬剤師等の関係者は、平時から国の示すワクチン、治療薬等の研究開発への支援に努めることとし、新型インフルエンザ等の発生時には、その病原性に応じ国の示す指針等に従い、市町等におけるワクチン接種や医療機関等での治療薬投与の開始に向けて、県内の卸売販売業者との連携による体制整備に努める。また、消毒薬の供給体制の整備と正しい消毒薬の啓発活動に努める。

【診療放射線技師等の関係者】

診療放射線技師・臨床工学技士・救急救命士は、新型インフルエンザ等の発生時には、さらなるまん延を防止するための県からの要請に応じ、ワクチン接種に協力するよう努める。

(4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

登録事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのあ

る新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

(1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、政府行動計画に示された方針に基づき、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目のうち太字の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① **実施体制**
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ **情報提供・共有、新リスクコミュニケーション**
- ⑤ 新水際対策
- ⑥ **まん延防止**
- ⑦ **新ワクチン**
- ⑧ 医療
- ⑨ 新治療薬・治療法
- ⑩ 新検査
- ⑪ **新保健**
- ⑫ **新物資**
- ⑬ **町民生活及び町民経済の安定の確保**

※対策項目のうち「リスクコミュニケーション」、「水際対策」、「ワクチン」、「治療薬・治療法」、「検査」、「保健」、「物資」は、新たに追加された項目

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

【目的】

- ◆ 関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、多様な主体間での連携体制を強化
- ◆ 準備期において体制の整備や強化
- ◆ 初動期及び対応期においては、専門家の意見等も踏まえ実施体制を強化し、国、県、医療機関等と緊密に連携しながら対策を実施
- ◆ また、感染症法や特措法に基づく総合調整や指示を含め、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施

【主な対応】

<準備期>

① 人材育成・実践的な訓練等の実施

- ・新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施

② 町行動計画等の作成、体制整備・強化

- ・町行動計画、業務計画の作成・変更

③ 国、県等との連携強化

- ・平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施

<初動期>

① 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合

- ・政府対策本部設置及び県対策本部の設置後、町対策本部の設置
- ・特別対策組織の設置や部局横断的な応援体制の整備など、変化する状況に応じ機動的に対策が実施できるよう全庁的に対応

<対応期>

① 対策の実施体制

- ・変化する状況に応じ機動的に対策が実施できるよう全庁的に対応
- ・リスク評価等を踏まえた地域の実情に応じた適切な対策の実施

② 緊急事態措置

- ・緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

③ 特措法によらない場合

- ・政府対策本部廃止後、直ちに町対策本部の廃止

第1節 準備期

(1)目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係部局が一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2)所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

①町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等の意見を聴く。

②町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

③県、関係機関と連携し、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。また、国や県の研修等を積極的に活用し、人材の確保や育成に努める。

1-3. 国、県及び市町等の連携の強化

①国、県、市町及び指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

②町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

(1)目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、国家の危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速

に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

①り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合、あわせて、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、県と連携した新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

②町は、令和2年以降の新型コロナ対応への経験を踏まえ、必要に応じて、第1節(準備期)1-2に基づき、町長の指揮命令の下、保健所や環境保健センターとも連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握し、町行動計画等に基づく必要な対策を専ら所管するための特別対策組織の設置や、部局横断的な応援体制の整備など、変化する状況に応じた機動的な対策の実施に必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

③町は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、町民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす、感染の拡大やまん延、その後の特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。感染症危機の状況並びに町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 対策の実施体制

①町は、新型インフルエンザ等への対策を専ら実施する特別対策組織の迅速な設置や、病原体の性状に応じた部局横断的な応援体制の整備など、変化する状況に応じた機動的な対策実施に向けた、全庁組織的な対応を進める。

3-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。また、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-3. 職員の派遣・応援への対応

①町は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、特措法に基づき、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

②町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

3-4. 緊急事態措置の対応等について

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、町民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに対策本部を設置し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-5. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【目的】

- ◆情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれに対し、啓発や科学的知見に基づく情報を提供・共有
- ◆町民等との双方向のコミュニケーションにより、リスク情報とその見方を共有し、町民等の適切な判断・行動が可能となるよう啓発

【主な対応】

＜準備期＞

① 双方向のコミュニケーションの体制整備

- ・県と連携し、コールセンター等の相談体制の構築の準備
- ・町民等が必要としている情報を把握するリスクコミュニケーションの研究

＜初動期～対応期＞

① 感染対策等の情報提供・共有

- ・準備期を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用
- ・町民等の行動変容等に資する啓発・メッセージを発出

② 双方向のコミュニケーションの実施

- ・SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じ、情報の受取手の反応や関心を把握
- ・コールセンター等の設置・体制強化

③ 偏見・差別等、偽・誤情報に関する啓発

- ・準備期の取組を継続

④ 感染症対策の見直しに伴う説明の徹底

- ・対応期においては、不要不急の外出の自粛等、感染の封じ込めを念頭にした対策を県民等に対し科学的根拠に基づき分かりやすく説明
- ・感染拡大防止措置等の見直しについて、こどもや高齢者等に配慮し、分かりやすく説明
- ・平時への移行に伴う医療提供体制や感染対策の見直し等について、町民等に対し丁寧に情報を提供

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理

し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2)所要の対応

1-1. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を町に設置する準備を進める。

第2節 初動期

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2)所要の対応

町は、国や県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

①町は、感染症に関する個人情報の流出防止のため、医療機関を含む関係機関の職員に

対して、情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに、適切な指導を行う等その徹底を図る。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

①町は、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、国が作成した都道府県及び市町村向けの Q&A 等に基づき適切な情報提供を行う。

②町は、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、住民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映する。

第3節 対応期

(1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2)所要の対応

町は、国や県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、町内の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等)、実施主体等を明確にしながら、町内の関係機関を含む町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

①町は、感染症に関する個人情報の流出防止のため、医療機関を含む関係機関の職員に対して、情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに、適切な指導を行う等その徹底

を図る。

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

①町は、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等の体制を強化し、国が作成した都道府県及び市町村向けの Q&A 等に基づき適切な情報提供を行う。

②町は、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、住民等の関心事項等を整理し、Q&A 等を更新する。

第3章 まん延防止

【目的】

- ◆まん延防止対策を実施することで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑制
- ◆準備期及び初動期においては、まん延防止対策に関する町民等への理解促進や準備
- ◆対応期においては、まん延防止対策を実施し、病原体の性状の変化、ワクチンや治療薬等の普及等に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

【主な対応】

＜準備期＞

町民等への理解促進

- ・町民一人一人が感染対策に協力する意識を醸成
- ・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及
- ・新型インフルエンザ等発生時に実施され得る不要不急の外出自粛等、個人や事業者に対するまん延防止対策の町民等への理解促進

＜初動期＞

まん延防止対策の準備

- ・業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

①町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、県健康増進課及び各保健所に設置される相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対

応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 町内でのまん延防止対策の準備

①町は、町内におけるまん延に備え、業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備をする。

第4章 ワクチン

【目的】

- ◆町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるよう、ワクチンの円滑な接種を推進
- ◆準備期においては、医療機関や事業者等とともに、ワクチンの供給・接種体制の構築に向けた協議、訓練を実施
- ◆初動期及び対応期においては、予防接種やワクチンに関する最新情報の提供を通じ、町民の理解を促進

【主な対応】

<準備期>

① 供給体制の構築

- ・卸売販売業者及び医療機関等のワクチンの在庫状況の把握、供給が偏在した場合の融通方法等の協議
- ・県と連携方法や役割分担の協議

② 接種体制の構築

- ・県や医師会等の関係者と連携した、速やかにワクチンを接種するための体制の構築と、必要人員や会場、資材等を含めた接種体制を想定した訓練の実施

③ 予防接種、ワクチンに関する情報提供

- ・ワクチンの有効性や安全性等についてホームページや SNS 等を通じて町民に周知

④ DX の推進

- ・医療機関からの電子的な接種記録の入力等、国が整備するシステムを活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行う体制の構築

<初動期～対応期>

① 接種体制の構築

- ・町による接種を原則としつつ、町の接種体制を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保を進めるとともに、県による大規模接種会場の設置や職域接種等の手段も含め検討
- ・接種に携わる医療従事者への協力要請

② 接種の実施

- ・医療従事者等をはじめとするエッセンシャルワーカーに対する接種については、国の方針を踏まえ、市町と連携し、着実に実施
- ・対応期においては、流行株の変異に留意し、追加接種が必要な場合も含め、継続的な接種体制の整備

③ 予防接種、ワクチンに関する情報提供

・対応期においては、町民等に対し、接種日程や会場、副反応疑い報告、健康被害救済申請の方法等の予防接種に係る情報の提供

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるよう、ワクチンの円滑な接種を実現するため、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材の準備

町は、平時から予防接種に必要となる消毒用アルコール綿や体温計等の資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

1-2. 登録事業者の登録に係る周知

町は、国が進める特定接種の対象となる事業者の登録に関し、国ガイドラインにおいて示される「特定接種の対象となる業種・職務について」による事業者に対して、登録作業に係る周知に協力する。

1-3. 登録事業者の登録

町は、関係省庁からの要請に基づき、特定接種の対象となる事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続きに協力する。

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種の実施が可能となるよう、準備期の段階から、医師会等の関係者と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保など接種体制の構築に向けた検討を行う。また、町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-4-2. 特定接種

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原

則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、町は、国の要請に基づき、速やかに特定接種が実施できるよう、準備期より接種体制を構築する。

1-4-3. 住民接種

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 6 条第 3 項の規定による予防接種の実施に関し、国の示す、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮した、住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を踏まえ、平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア)町は、県や国等の協力を得ながら、町民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(イ)町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する県及び市町以外での接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ)町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について、国から示される接種体制の具体的なモデルなどに沿って準備を進める。

1-5. 情報提供・共有

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、町民の理解促進を図る。

1-6. DX の推進

①町は、町が活用する予防接種関係のシステムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの標準化を行う。

②町は、接種対象者を特定の上、システムに接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

③町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できマイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

(1)目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、速やかな予防接種へとつなげる。

(2)所要の対応

2-1. ワクチンの接種に必要な資材の確保

町は、消毒用アルコール綿や体温計等の予防接種に必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 接種体制の準備

町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

2-2-2. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

第3節 対応期

(1)目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるよう、あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2)所要の対応

3-1. 接種体制

①町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

②国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い、検討することとしている。町は、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-1-1. 特定接種

3-1-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

町は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-1-2. 住民接種

3-1-2-1. 住民接種の接種順位の決定

国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定することとしている。

3-1-2-2. 予防接種の準備

町は、国、県と連携して接種体制の準備を行う。

3-1-2-3. 予防接種体制の構築

町は、国から要請があったときは、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

3-1-2-4. 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国からの要請に基づき、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-1-2-5. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設や社会福祉施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-1-2-6. 接種記録の管理

町は、県及び市町間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-2. 副反応疑い報告等

3-2-1. 健康被害に対する速やかな救済

①町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付

けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

②町は、予防接種による健康被害を疑う、被接種者等からの申請に基づき、予防接種健康被害調査委員会において、医学的な見地から当該事例について調査し、審査に係る資料を整理した上で、国の定める手続きに沿って、県を経由し、国に対し被害救済の給付申請や給付等を行う。

3-3. 情報提供・共有

町は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

第5章 保健

【目的】

- ◆感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策実施に当たり、地域における感染症対策の中核的な役割を担う保健所、感染症の技術的かつ専門的な役割を担う環境保健センターが、感染症有事にその機能を果たすことができる体制整備が重要
- ◆準備期においては、必要な人員の確保、ICT や外部委託の活用による業務効率化、研修・訓練の実施により効率的な執行体制を整備
- ◆初動期及び対応期においては、迅速な感染症有事体制の確立と感染症対応業務(検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整・健康観察・生活支援等)を実施

【主な対応】

<対応期>

①感染状況に応じた取組

- ・感染状況や入院・自宅療養者等の増加状況を踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対応業務を実施又は見直すとともに、必要な応援職員等を配置
- ・積極的疫学調査の対象範囲や調査項目の見直し等
- ・国からの要請も踏まえ、地域の実情に応じて、保健所及び環境保健センターにおける感染症有事の体制等の段階的な縮小の検討・実施

第1節 対応期

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県及び下関市が定める予防計画並びに保健所及び環境保健センターが定める健康危機対処計画や準備期に整理した県、市町、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び環境保健センターが、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2)所要の対応

1-1. 主な対応業務の実施

町は、第1章実施体制の準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、県、医療機関、消防機関等の関係機関と連携し、感染症

対応業務を実施する。

1-1-1. 健康観察及び生活支援

①町は、県が行う医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対する外出自粛要請や就業制限、定められた期間の健康観察に協力する。

②町は、必要に応じて、県と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。

第6章 物資

【目的】

- ◆感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要
- ◆準備期においては、感染症有事に感染症対策物資等が必要とする機関に十分に行き渡るよう、感染症法に基づく協定の枠組みも活用し、平時から備蓄体制を整備
- ◆初動期及び対応期においては、国と連携しつつ必要に応じて物資の売渡し要請や配送指示等を行い、感染症対策物資の確保・供給の適正化を図る

【主な対応】

<準備期>

① 感染症対策物資等の備蓄等

- ・町は、必要な感染症対策物資等を備蓄併せて、医療機関に対し必要な感染症対策物資等の備蓄を要請
- ・个人防护具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

①町は、県行動計画、町行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年(1961年)法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

②消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進める。

第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保

【目的】

- ◆新型インフルエンザ等発生時における町民生活及び町民経済に及ぼす影響を最小化し、町民生活及び町民経済の安定の確保を目指す
- ◆準備期においては、新型インフルエンザ等発生時における情報共有体制の整備、事業者の業務継続計画の策定支援などに取り組む
- ◆初動期及び対応期においては、事業継続に向けた準備の要請、生活関連物資等の安定供給に関する町民や事業者への要請を行い、町民生活及び社会経済の安定を確保

【主な対応】

<準備期>

① 情報共有体制

- ・関係機関との連携や庁内部局間での連携のため、情報共有体制を整備

② 行政手続き等の実施に係る仕組み

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備

③ 事業継続に向けた準備

- ・指定地方公共機関への業務継続計画の策定支援、事業者への柔軟な勤務形態導入の勧奨

④ 物資及び資材の備蓄等

- ・町は、感染症対策物資や衛生用品、食料品、生活必需品等を備蓄

⑤ 要配慮者への生活支援等の準備

- ・県と連携し、要配慮者への生活支援等の対応やその具体的な手続の検討

⑥ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- ・火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備

<初動期～対応期>

① 事業継続に向けた準備・実施

- ・事業者に対し、従業員の健康管理の徹底や職場の感染対策等の準備、実施の要請
- ・指定(地方)公共機関等の業務計画を踏まえた事業継続への準備、必要な措置の開始

② 生活関連物資等の安定供給に関する県民等や事業者への呼びかけ

- ・初動期においては、町民や事業者に対して、生活関連物資等の安定供給の要請
- ・対応期においては、関係業界団体等に対して、供給の確保や便乗値上げ防止等の要請

③ 要配慮者への生活支援

- ・対応期において、必要に応じ、要配慮者への対応

第1節 準備期

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定(地方)公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2)所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄等

①町は、市町行動計画又は業務計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)1-2で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄等する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

②町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続の検討する。

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

(1) 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 遺体の火葬・安置

町は、県から要請があったときは、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備する。

第3節 対応期

(1) 目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定(地方)公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 県民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診

療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

①町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

②町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

④町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和4年(1973年)法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年(1973年)法律第121号)、物価統制令(昭和21年(1946年)勅令第118号)その他の法令に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

町は、必要に応じて以下①から④までの対応を行う。

①町は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

②町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

③町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、町外による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例について国が定めるため、当該特例に基づき埋葬又は火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び県民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 町による町民生活及び町民経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県と連携の上、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。